

## Client Alert

15 January 2021

### 米国商務省産業安全保障局、中国の多国籍企業 をエンティティ・リストに追加し、Huawei（フ ァーウェイ）外国製直接製品（FPDP）ルール に関する FAQ を公表

本日本語版アラートに関する  
お問い合わせ先



板橋 加奈  
パートナー  
03 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



篠崎 歩  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9694  
[ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com](mailto:ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com)



財 美奈子  
アソシエイト  
03 6271 9736  
[minako.zai@bakermckenzie.com](mailto:minako.zai@bakermckenzie.com)

2020年12月22日、米国商務省産業安全保障局（以下「BIS」）は、中国の多国籍企業数社を含む77の法人及び個人（以下総称して「被指定者（Designee）」）をエンティティ・リスト（Entity List）に追加する旨の最終規則（以下「最終規則」）を連邦官報に掲載した。同最終規則は2020年12月18日に発効した。また、同日、BISは、近時拡張された外国製直接製品規則（以下「Huawei FPDPルール」）に関連するFAQを公表した。

#### エンティティ・リストの指定

米国商務省は、エンティティ・リストの指定と共に発表したプレス（プレスの内容は[こちら](#)と[こちら](#)）において、本指定の根拠には、中国の軍産複合体における被指定者の活動、南シナ海における埋め立てと沿岸国への強要的行為、人権侵害、中国人民解放軍のプログラム支援のために米国産品を取得している事実、及び米国の企業秘密の盗取等が含まれると説明した。これらのエンティティ・リスト指定の結果、米国籍か否か、またその所在地にかかわらず、いかなるサプライヤーも、米国輸出管理規則（以下「EAR」）の対象となる商品、ソフトウェア又は技術（以下「対象品目」）については、BISの許可を受けない限り、被指定者に対して、又は被指定者が購入者、中間荷受人、最終荷受人若しくはエンドユーザーである場合に、輸出、再輸出、又は（同一国内で）譲渡できないこととなる。

BISは、ほとんどの被指定者に関し、ごくわずかな例外（特定の法人につき、感染症の検出及び治療に関する品目についてのケースバイケースの審査を行う場合等）を除き、原則として許可申請を拒否することを前提に審査を行う（"Presumption of denial"）。また、特定の被指定者に関しては、先端技術ノード（10ナノメートル以下をいい、極端紫外線技術を含む）での半導体製造に「独自に」必要とされる品目の許可申請については、原則拒否を前提として審査し、その他の全ての品目についてはケースバイケースで審査を行う。

さらに、被指定者へのEAR対象品目の輸出、再輸出若しくは譲渡、又は被指定者が購入者、中間荷受人、最終荷受人若しくはエンドユーザーである場合には、EARによる許可例外は適用されない（その他最近のエンティティ・リストへの中国企業の追加に関する前回の記事は[こちら](#)と[こちら](#)と[こちら](#)）。



## Huawei FPDP ルール（外国直接製品）に関する新 FAQ

また、BIS は、ウェブサイト上で新たな FAQ を公開し、EAR の Huawei FPDP ルールの昨今の拡大についてガイダンスを提供している。同ルールは、主に米国の技術やソフトウェアの直接製品である半導体を Huawei が取得する場合を対象としている（拡大された Huawei FPDP ルールの初版及び改訂版に関する前回の記事は[こちら](#)と[こちら](#)）。FAQ の中で留意すべき事項は以下の通りである。

- FAQ 9 では、拡大された Huawei FPDP ルールでは、Huawei FPDP ルールの施行前に適法に輸出された品目の整備や修理には許可要件を課さないことを明確にしている。ただし、Huawei 機器の交換部品の提供を含め、EAR に規定されているその他の許可要件は依然適用される可能性がある。
- FAQ 13 では、A 社が Huawei FPDP ルールの対象となる品目を B 社に販売している場合で、当該品目の一部が Huawei FPDP ルールの対象ではないものの、EAR の対象となる品目に組み込まれ、その B 社品目が一部 Huawei に販売されることを A 社が知っている場合は、A 社がそれらの品目を B 社に最初に輸出、再輸出、又は（同一国内で）譲渡する際に、輸出許可が必要になると規定している。また、FAQ 13 では、A 社が、A 社が B 社に販売する Huawei FPDP ルール対象品目のうち一定割合が Huawei に販売されることを知っているが、いずれの品目が B 社製品に組み込まれるか、又はどの程度の割合で組み込まれるかまでは把握していない場合、A 社は B 社に当該情報の提供を求めるべきであると明記している。ガイダンスによれば、仮に B 社が当該情報を提供しない場合、A 社が B 社に輸出、再輸出、又は（同一国内で）譲渡する全ての品目について輸出許可が必要となる。
- FAQ 24 では、携帯電話製造の製品エンジニアリング段階で使用される米国のソフトウェアの直接製品は「米国のソフトウェアから生成された全てのもの」とし、「ほとんどの場合それは製品設計」であり、Huawei FPDP ルールの対象となる可能性があるとししている。また、携帯電話自体は、デ・ミニミス（de minimis）ルール又は FPDP ルールの別の規定に基づき別途 EAR の対象となる可能性があるとして規定している。本ガイダンスは、Huawei FPDP ルール下での製造工程の初期段階で米国のソフトウェアが果たす役割の分析に影響する可能性がある。

以上